

関市農業委員会総会議事録

場所：関市洞戸ふれあいセンター

○議事日程

平成27年4月8日（水曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地の買受適格証明に対する意見について
- (7) 議案第6号 農地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）
- (9) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（32名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君	14番 村井 由和 君
15番 山田 晴重 君	16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君
18番 篠田 恭道 君	19番 横井 文雄 君	20番 中島 利彦 君
21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君	23番 土屋 尊史 君
24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君	26番 長屋 芳成 君
27番 日置 香 君	28番 藤川 勝 君	29番 相宮 千秋 君
30番 永井 博光 君	32番 伊佐地鐵夫 君	33番 川村 信子 君
34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君	

○欠席委員（3名）

11番 大澤 慶一 君	31番 岡田 忠敏 君	36番 後藤 信一 君
-------------	-------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局係長	内田 千夏 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 係長	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君）

年に一度、総会の会場を事務所に設けるということで、本日は洞戸に集まっていただきました。この辺りは桜もまだ綺麗に咲いておりますし、この会場もまだ今年の6月に建設されたばかりの新しい施設であります。

農政改革も色々行われるようですが、農業委員も公選制の廃止がうたわれていますが任期が3年であることは変わりませんので、最後まで任務を全うしていただきたいと思います。

○課長補佐（長尾成広君） それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。

○農業委員会事務局長（玉田和久君） 桜も満開で良い季節になってきたところでございます。4月に職員異動がありましたので、紹介をさせていただきます。

（職員紹介）

今後とも、どうかよろしくをお願いします。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、11番 大澤慶一委員、31番 岡田忠敏委員、36番 後藤信一委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

19番 横井文雄委員、20番 中島利彦委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南100mほどに位置する畑、102㎡です。譲受人は、申請地を譲り受け、2番の案件と交換することにより、農業経営の拡大及び効率化を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南220mほどに位置する畑、62㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、1番の案件と交換することにより、農業経営の拡大及び効率化を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、小野地内、中部電力北部変電所の北東440m程などに位置する農振農用地である田、2817㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、志津野地内、志津野転作促進技術センターの北西140mほどに位置する農振農用地である田、1551㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

最後に5番の案件は位置図が5ページになります。

所有権移転で申請地は、洞戸栗原地内、栗原集会所の北東320mほどに位置する農振農用地である田、1129㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲渡人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの5件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 4番（早川清治君） 1番、2番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 3番、4番について異議ありません。
- 25番（野村 茂君） 5番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第1号の5件を原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、説明させていただきます。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、下有知地内、きくいけ整形外科の北東80mほどに位置する田、455㎡です。

申請人は、申請地で田としての耕作が困難になってきたため、申請地を嵩上げし、比較的耕作が容易な畑として使用したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地等の区域にある農地に該当するため、第1種農地と判断します。

2番の案件は位置図が7ページになります。

申請地は、下有知地内、下有知中学校の北北東400mほどに位置する登記地目が田、現況地目が宅地2筆、85㎡です。

申請人は、現在市営住宅に居住しており手狭になってきたため、申請地にある老朽化した家を取り壊し、自己用の住宅を建築したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

なお、前回の総会で土屋議員から農地の嵩上げの始末書付きのような案件は、農転の申請は不要ではないかと問い合わせがありました。その後、県の農業会議に尋ねてみました。結果、農地が農地になるようなもので転用が完了してしまったものは、改めての農地転用手続きは要らないとの回答を得ましたのでお知らせします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○12番（八木豊明君）1番、2番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございますか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）議案第3号農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は5ページからになります。

1番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は、東新町5丁目地内、東新公民センターの北東170mほどに位置する田5筆、784㎡です。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地が区画整理された住環境のいい立地条件にあるため、申請地を譲り受け、分譲住宅を整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が9ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、肥田瀬地内、津保川 富岡公民センターの南南東260mほどに位置する農振農用地である田6筆、11,817㎡です。

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地を借り受け、砂、砂利、玉石等の採取をしたいというものです。賃貸人は、賃借人の申し出に応じてというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

隣接農地の承諾書の添付があります。

賃貸借の期間は、許可日から18ヶ月としています。

3番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、旧国道248号肥田瀬島交差点の南東260mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑3筆、320㎡です。

譲受人は、現在市外に居住しており、建物の老朽化や家族が増え手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えているため第3種農地と判断します。

4番の案件で位置図は11ページになります。

所有権移転で申請地は、肥田瀬地内、旧国道248号肥田瀬島交差点の南東60mほどに位置する田2筆、693㎡です。

譲受人は不動産業を営んでおり、申請地が建売分譲地に適した土地と考え、申請地を譲り受けて、建売分譲住宅及び進入路を建築したいというもの。譲渡人は、高齢や多忙により農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えているため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、西田原地内、大杉公民館の東北東330mほどに位置する畑189㎡、及び登記地目が宅地、現況地目が畑、28.98㎡です。

譲受人は、現在居住している住宅が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、自己用の住宅を建築したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

6番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、迫間地内、上迫間公民館の南220mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、8.24㎡です。

譲受人は、申請地を取得し自己用の離れの一部として利用したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

今回の譲受人及び譲渡人は、3条申請の1番と2番の交換案件の当事者であり、農地の交換に当たり測量をしたところ、建物の一部が譲り受ける農地に少し出ていたため5条申請がなされました。

3月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が14ページになります。

所有権移転で申請地は、神野地内、下日立公会堂の北東80mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地、388㎡のうち112.53㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、自己用住宅への進入路として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じて譲り渡すというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

8番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は巾3丁目地内、巾公民センターの南西540mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が宅地2筆、998.01㎡です。

賃借人は、粉カーボンの再処理製品を製造する法人であり、申請地を借り受け、事務所、駐車場及び進入路として整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、一部宅地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

9番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は池尻地内、関電関開閉所の南西880mほど（旧の孫六苑徳水の南）に位置する登記地目が原野、現況地目が畑16筆、8915.78㎡、登記地目が山林、現況地目が畑17筆、19002.07㎡、登記地目が宅地、現況地目が畑1筆、124.6㎡、登記地目が公衆用道路、現況地目が畑1筆、100.64㎡、合計37筆、28142.75㎡です。

譲受人は、太陽光再生可能エネルギーの開発、生産、売買、施設開発及び運營業務などを業とする法人であり、今回申請地を譲り受け、太陽光発電施設を整備したいというもの。今回の申請分については、非農地部分の40165.96㎡を加えた一体利用地は、68308.71㎡です。

譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというもの。なお、譲渡人は、申請地を競売にて取得し、取得後に節税のため申請地に栗の木を植えて畑としたため、本来は、一体利用地を含めた47筆には、登記地目には農地はありませんが、農地台帳上では、現況地目が畑でありますので農地とされており農地転用が必要になりました。なお、農地転用面積が、2万㎡を超えますので、東海農政局協議案件となります。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地等に該当するため第2種農地と考えます。

10番の案件は位置図が17ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は小瀬地内、瀬尻小学校の南西250mほどに位置する登記地目が宅地、現況地目が畑、298.59㎡です。

使用借人は、現在父と同居しており、住居が老朽化したことや手狭になってきたため、使用貸人である父より借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、息子である使用借りの申し出に応じて貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

使用貸借の期間は、許可日より30年間としています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

11番の案件は位置図が18ページになります。

使用貸借権の設定で申請地は広見地内、広見浄化センターの北西40mほどに位置する田、1650㎡のうち200㎡です。

使用借人は、現在賃貸住宅に居住しており、家族が増え手狭になってきたため、申請地を借り受けて、自己用の住宅を建築したいというもの。使用貸人は、使用借人である娘婿の申し出に応じ貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

使用貸借の期間は、許可日より50年間としています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

使用貸借の期間は、許可日より30年間としています。

12番の案件で位置図は19ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は下之保地内、古布多目的研修施設の北東270mほどに位置する畑、531㎡です。

賃借人は、申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として整備したいというもの。賃貸人は、農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

13番の案件は位置図が20ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は武芸川地内、武芸川幼稚園の北西260mほどに位置する登記地目が田、現況地目が畑、843㎡です。

賃借人は、太陽光発電による売電事業を行っている法人であり、申請地を借り受け、太陽光発電施設用地として整備したいというもの。賃貸人は、高齢により農業経営が困難になってきたため、賃借人の申し出に応じ貸し付けるというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの7件、使用貸借権の設定に関するもの2件、賃貸借権の設定に関するもの4件、計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 1番（早川英雄君） 1番について異議ありません。
- 2番（早川誠一君） 2番、3番、4番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 5番について異議ありません。
- 4番（早川清治君） 6番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 7番について異議ありません。
- 7番（清水宗夫君） 8番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 9番、10番について異議ありません。
- 14番（村井由和君） 11番について異議ありません。
- 21番（増井賢一君） 12番について異議ありません。
- 29番（相宮千秋君） 13番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
- 25番（野村 茂君） 9番の大規模な太陽光発電の案件ですが、地図を見ると申請地の真ん中に道が走っています。農道ではないかと思われませんがどのような対応をするのでしょうか。
- 事務局課長補佐（長尾成広君） この地図ではそのように見えますが、実際は農道が走ってい

るということはありませんし、全筆、日章が所有権を持っている民地です。

○24番（神山博和君）河川そばの土地ですが、もし災害等起きた時に太陽光施設が壊れて河川にいけなくなるようなことにならないか心配です。

○事務局長（玉田和久君）先程も申しましたが、この土地は民地でありますし、実際現在も河川に通ずる道が整備されているわけでもありませんので大丈夫だと思われま

○議長（佐藤善一君）他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の13件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの7件、賃貸借権の設定に関するもの2件、使用貸借権の設定に関するもの4件の、計13件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。

議案は14ページになります。

1番の案件は位置図が21ページになります。

所有権移転の転用目的変更で申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南東100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、594㎡です。

当初事業計画者は、昭和57年12月14日5条許可により、一般住宅及び物置を建築する予定でありましたが、計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画者は、不動産業を営んでおり、次の2番の案件とともに申請地を譲り受け、建売分譲住宅敷地として整備したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

2番の案件は位置図が22ページになります。

所有権移転の転用目的変更で申請地は、下有知地内、下有知ふれあいセンターの南東100mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、263㎡です。

当初事業計画者は、昭和57年12月14日5条許可により、分家住宅敷地を建築する予定でありましたが、計画を中止していたというものです。

変更後の事業計画者は、不動産業を営んでおり、前の1番の案件とともに申請地を譲り受け、建売分譲住宅敷地として整備したいというものです。

3月17日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地と判断します。

以上、2件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君）事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○12番（八木豊明君）1番、2番について異議ありません。

○議長（佐藤善一君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第4号の2件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に議案第5号農地の買受適格証明に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 民事執行規則第33条の規定に基づき、下記農地の買受適格証明願いがあったので、意見を求めます。

議案は15ページになります。

1番の案件は位置図が、23ページになります。

申請地は、東本郷地内、中濃厚生病院の南東600mほどに位置する農振農用地である田、2083㎡です。

申請人は、競売地を取得して、農業経営の拡大をしたいというものです。

競売の入札期間は、平成27年4月7日から4月14日までです。

3月17日に現地確認をし、田で農地性ありと確認しております。

以上、1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) 質疑はございませんか。

○23番(土屋尊史君) 申請人はどのくらいの規模で農業を営んでいるのでしょうか

○事務局課長補佐(長尾成広君) 経営面積は10反以上あります。

○議長(佐藤善一君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第5号の1件について原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第6号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君)

関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は16ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規18筆、6件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が、17筆12385㎡、畑が、1筆302㎡です。

地区は、下有知、広見の2地区です。

設定を受ける方は、一般社団法人岐阜県農畜産公社ほか2件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(佐藤善一君) 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可

することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

それでは、議案第6号について原案のとおり許可することといたします。

議案第7号平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)、平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について、説明させていただきます。

この点検、評価、活動計画につきましては、平成21年度より、国から「農業委員会の適正な事務実施について」という指導により、「前年度の活動の点検・評価」及び「新年度の目標と活動計画」を策定し、地域の農業者からの意見や要望を反映させ、市民への周知を行うものであります。

(議案を説明)

○議長(佐藤善一君) 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第7号について、原案のとおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第7号を原案のとおり決定いたします。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。

今回1件の届出があります。議案は19ページになります。

番号1の案件は賃借人がむげがわ農産です。

広見地内の田1筆、1650㎡のうち200㎡です。

合意解約日は、平成27年3月16日です。

以上をもちまして、議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長尾成広君) 次回の総会は5月7日午前10時からの予定です。

また、4月の主な行事予定は、4月16日が転用申請等受付締切日で、4月17日、20日が転用申請等現地確認日で4月28日が農業会議答申日です。

○議長(佐藤善一君) これをもちまして閉会といたします。ご苦労様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野 6 4 1 番地

㊟

1 9 番 関市富之保 3 7 3 8 番地 2

㊟

2 0 番 関市中之保 5 7 5 6 番地 1

㊟
